

大町市立大町北部小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に関する本校の考え方

(1) 基本理念

いじめ防止活動に取り組む本校は、安心して楽しく学べる学校です。

いじめ防止活動に取り組む本校は、子どもたちの自己有用感や自己肯定感を高めます。

いじめ防止活動に取り組む本校は、子どもたちの学力も向上します。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、ある児童対して、他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、その行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止の施策

(1) いじめ防止の基本方針

① 未然防止

〈基本的な考え方〉

- ・いじめはどの子にも起こり得る、どの子も被害者にも加害者にもなり得る、という事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止にすべての職員が取り組む。

〈措置〉

- ・いじめ防止対策推進法を児童、保護者に周知する。
- ・職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように、細心の注意を払う。
- ・生徒指導の機能を重視した「わかる授業」によって、児童一人一人に自己有用感を高める。
- ・児童の自発的な活動を支援する。
- ・年間計画に基づき11月に「なかよし旬間」を設け、すべての学級でいじめ等に関わる内容について、道徳や学級活動等の中で扱い、人権教育の充実を図る。

② 早期発見

〈基本的な考え方〉

- ・いじめは大人が気づきにくく判断し難いかたちで行われることを認識する。
- ・些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から積極的に認知する。

〈措置〉

- ・年2回（6月・10月）各学級でいじめアンケートを実施する。また、それに合わせ教育相談も実施し、いじめの実態把握に取り組む。
- ・児童、保護者、職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・保護者向けの教育相談日を設定すると共に、学校評価アンケートに自由記述欄を設け、保護者からの情報収集に努める。
- ・校長・教頭・学級担任・養護教諭・心の相談員などの教職員、必要に応じてスクールカウンセラーなどの専門的有識者による「いじめの防止等の対策のための組織」を編成しチームで対応する。

③ いじめが発生した際の対処

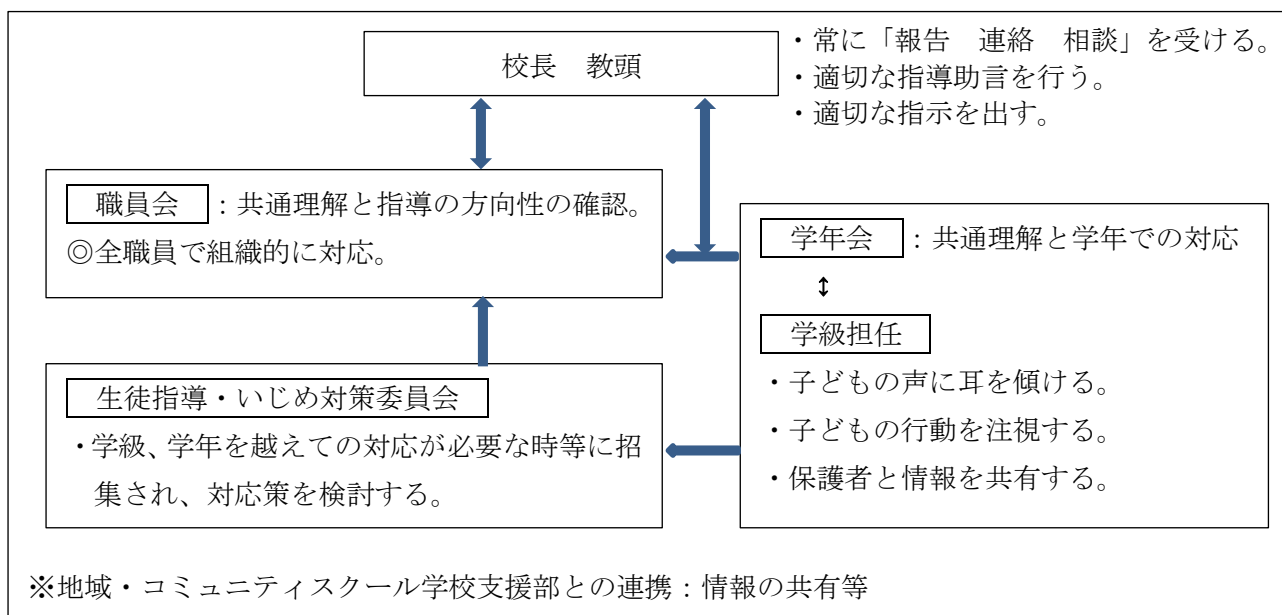
〈基本的な考え方〉

- ・いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織として対応する。
- ・被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- ・加害児童を指導する際には、行動の裏にある内面にも心を配り適切な指導を行う。

〈措置〉

- ・いじめの発見、相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、躊躇せずその場でその行為を止めさせる。
- ・発見・通報を受けた職員は一人で抱え込まず、学年職員や管理職に直ちに情報を提供し、共有する。
- ・組織として、いじめの事実の有無を確認する。
- ・事実確認の結果は、校長が責任を持って市教育委員会に報告すると共に、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきものと認める時は、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
- ・いじめられた児童、保護者へは、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去すると共に、児童の安全を確保する。
- ・いじめた児童へは、自らの行為の責任を自覚させると共に、いじめ行為の背景にも目を向けた指導を行う。
- ・いじめた児童の保護者へは、いじめの事実を理解納得させ、以後の対応についての協力を求めると共に、継続的な助言を行う。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、関係機関に協力を求め、直ちに削除する措置をとる。
なお、児童の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄の警察署等に通報し、適切に援助を求める。

(2) いじめ防止の組織



(3) 重大事態への対処

※重大事態（いじめ防止対策推進法第二十八条）について

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(ア)「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品などに重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・年間30日を目安とする
- ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する

※重大事態発生の場合

- ・市教育委員会と連携し、調査を行う。
- ・重大事態へ対応するための調査組織を速やかに設け、事実関係を明確にする。
- ・市教育委員会を通じて、速やかに市長へ重大事態発生について報告する。
- ・当該児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する。
- ・調査結果を市教育委員会に報告し、関係機関と再発防止に向けた対応策について協議する。

(4) 公表・点検、評価等について

- ・いじめ防止基本方針は、学校のホームページに掲載し公表する。
- ・学校評価アンケート（保護者アンケート）を活用し、学校でのいじめ問題への取組等を評価する。
- ・評価を分析し、取組の見直しをする。